

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成28年7月5日（火）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

3 出席者

司会者 丹羽 芳 徳（広島地方裁判所刑事第一部裁判長裁判官）

裁判官 藤 村 香 織（広島地方裁判所刑事第一部裁判官）

検察官 中 山 一 郎（広島地方検察庁公判部長）

弁護士 和 田 学（広島弁護士会所属）

裁判員経験者（1番）（60代 女性）

裁判員経験者（4番）（40代 男性）

裁判員経験者（5番）（40代 男性）

裁判員経験者（6番）（50代 男性）

（裁判員経験者2番，3番は欠番）

4 議事内容（議題等は別紙のとおり）

○司会者（丹羽裁判官）

広島地方裁判所，刑事第一部B合議体の裁判長をしております丹羽と申します。

本日，この意見交換会の司会を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。今日の進行ですが，事前にお渡ししている質問事項に従って裁判員，補充裁判員を経験された方々の貴重な御意見を拝聴するというにしております。1時間20分をめどに御意見をいただき，その後休憩を挟んで，もし報道機関の方がおられれば質疑応答の時間を設けるということで，予定としたら4時の終了を見込んでおります。

まず，皆さんの御意見，御感想などを伺う前に，今日出席している我々法律家の

自己紹介を簡単にしたいと思います。前振りがないので急になるわけですが、裁判官から自己紹介をお願いします。

○法曹三者（藤村裁判官）

広島地方裁判所、刑事第一部の丹羽裁判官と同じくB合議体で左陪席という一番若い裁判官として合議体に加わっております藤村と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○司会者（丹羽裁判官）

続いて、検察官お願いいたします。

○法曹三者（中山検察官）

広島地方検察庁の公判部長をしております、検事の中山と申します。おおむね、もう20年ぐらいの経験があります。今日は皆様方からいろいろお話を聞けるのを楽しみにしてまいりました。本日はよろしくお願いいたします。

○司会者（丹羽裁判官）

続いてお願いいたします。

○法曹三者（和田弁護士）

広島弁護士会所属の弁護士の和田と申します。先月ちょうど私の初めての裁判員裁判が終わったところでして、私、弁護士2年目なんですけれども、本日楽しみにしてまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○司会者（丹羽裁判官）

あらかじめおわびを申し上げますが、本日6名の経験者の方にお声掛けをさせて

いただいておりますが、2番さん、3番さんが御都合により欠席ということで、4名の方から御意見を伺うということになります。番号がですね、欠番という形を取らせていただきますので、1番さん、4番さん、5番さん、6番さんということで今日お呼びさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では早速、質問事項の1番ということで、皆様の自己紹介を兼ねて今回の御経験でどのような感想、意見を持たれたかということをお披露していただきたいと思っております。

先立ちまして、私の方でそれぞれの経験者の方が担当された事件の概要について、簡単に御説明しながら御発言をお願いすることになるかと思っております。

まず1番さんの事件ですが、これ私が裁判長をした事件なんですけれども、ドイツ人の被告人が広島空港に航空機で覚せい剤を密輸、持ってきた覚せい剤密輸事件であります。ドイツ人でありまして日本語がしゃべれませんので、要通訳事件ということで通訳人が2名ついて、昨年10月8日に選任を行い、10月13日に第1回公判期日を開きまして、翌週の10月23日金曜日に判決をしたという事件になります。今回は、ほかの方の事件もそうですが、全て否認事件でありまして、この覚せい剤密輸事件も被告人が覚せい剤であること、覚せい剤を含む違法な薬物であることを知っていたかどうか、いわゆる知情性が争われ、それに伴い共謀の有無あるいは営利の目的の有無が争われました。税関職員2名、それから被告人の実の子供がドイツから来て、こういった3人の証人尋問を行ったほか、被告人質問を行って判決に至っているという事件でございます。この事件にかかわられた感想や御意見、御披露いただければと思います。よろしく願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

はい、1番です。

この裁判を聞いて、テレビや新聞を見て裁判を身近に感じ興味をより感じるようになりました。また覚せい剤の事件ですと、これはどういう判決を受けたのかなと

か覚せい剤についても興味を持ったり、またテレビでこの覚せい剤が入ることによって、芸能人がまた覚せい剤を吸うことになったりとかそういうことも感じて、どういふこれが覚せい剤が影響を及ぼすかとかいろいろなことを感じるようになりました。良い経験になりました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。

続いて4番さんの事件ですが、この事件は殺人未遂、銃刀法違反の事件であります。被告人が元交際相手の方に、サバイバルナイフを突き出すなどして殺害しようとした事件でございます。殺意の有無が争点になっておりますし、被告人の責任能力が著しく減退していたか否かという点も争われておりました。昨年7月22日の午前に選任手続が行われ、その日の午後から審理が始まり、翌週の7月30日の木曜日に判決に至ったというふうに聞いております。4名の証人尋問が行われておりました。被害者のAさん、Aさんの長女、Aさんの同伴者と警察官ということで、さらに責任能力や情状に関する弁護人側の証人が1名取り調べられ、さらに被告人質問が行われたと聞いております。この事件を担当されて得られた感想や御意見などを4番さんから御披露いただければと思います。よろしく申し上げます。

○裁判員経験者（4番）

経験者の4番です。

正直言いまして、まず選ばれるまでに、選ばれた後どのような証拠とかどういう状況で見せていただけるのかというところが、やはり一番心配でした。殺人未遂でしたので、それほど何て言うんですかね、トラウマというか記憶に残るようなちょっときつい証拠ではないとは予想はしてたんですが、予想の範囲内だったので良かったというのが正直なところです。確かにこの裁判員というものは誰でも経験できるようなことではなかったもので、人生の中でも本当経験する人は一握りぐらいだと

思いますので、すごく良い経験になったし、またその後いろいろ、仕事にいかせるかいかせないかというのを別としても、本当に良い経験をさせてもらったと思っています。以上です。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。

では続いて5番さんの事件ですけれども、現住建造物等放火未遂ということで、事件としましては、被告人が当時住んでいた教会の建物を燃やそうとして火を付け畳などを燃やしただけで、未遂に終わったという事件でございます。争点としましては、教会の建物を焼損、つまり燃やすことの認識があったかどうかということで、建物の天井、壁、床等に燃え移るものの認識を被告人が持っていたかが争点として設定されております。昨年11月12日木曜日の午前中に選任手続が行われ、その日の午後から審理が始まりました。翌週の11月18日水曜日に判決に至っております。この事件では、放火の現場といいますか、火が燃えている現場に臨場した警察官1名の証人尋問が行われ、さらに被告人質問が行われているというふうに聞いております。この事件を担当された5番さんの方から御意見などをお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

経験者5番です。よろしく願いいたします。

そうですね、先ほど裁判長の方から言われましたけども、今年の11月12日から18日までの間、間はちょっと空くんですけど4日間っていうので参加をさせてもらったんですが、まず最初にですね、裁判員に任命されてその午後からいきなり裁判が始まるっていう、ちょっとこう、どう言うんですかね、準備が全然できてなくて、それから罪状とかもよく分からないまま入廷したような感じになったのをちょっと今覚えております。こういう経験はですね、普通仕事してても、一般的に

生活しててもない経験なので、最初の裁判長の意見、それから被告人、それから弁護人、それから検察官の方の意見を漏らさずに聞かないといけないというちょっとプレッシャー、半分プレッシャーがあるのと、慣れないことでかなり疲労をしたっていうのがちょっと思い出せます。ちょっとずつ慣れてきて、最後の辺はちょっと慣れたんですけど、初日は特にちょっと終わって家に帰ると、まあくたくただったかなというふうな形というのを覚えております。それから会社のほう、特別の有休ということで参加をさせてもらうということですね、ということもあって、一通り終わった後に会社の方に報告を出そうということで、ちょっとこれはそういう義務はないんですけども、まとめて忘れないうちにちょっと報告書を提出をした中で、感想を書いておりますのでちょっとそれを読ませてもらいます。

大変貴重な体験をさせてもらったと。4日間の裁判でしたけども、人を裁く立場を常に感じながらも、法廷では検察側、弁護側、被告人の言葉、証人の言葉全てを聞き漏らしてはならないというプレッシャーが予想を超えた疲労となりました。ということでここにも書いてるとおりなんですけども、そういったことが印象に残っています。以上です。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。

では続きまして、6番さんの担当された事件ですが、6番さんは実は補充裁判員として審理にかかわっていただきました。担当された事件の概要としてはひったくりの延長になる強盗致傷です。被害者の背後から自転車で被告人が近づいて、被害者の方が持っていた手提げバッグをひったくり、その際に被害者を転倒させて自転車で引きずり、さらに顔面をこぶしで殴ってけがを負わせたというものです。犯罪の成立自体、つまり強盗致傷罪の成立自体には争いはなかったんですけども、被告人が被害者の方を自転車で引きずった距離が、公訴事実では約15.9メートルというふうに明示されていた点に争いが生じまして、弁護人の方からは、これは数

メートルであると七、八メートルであると、このような主張がありましたので、一応争点が設定されていたということで、1年ちょっと前なんですけれども、今年の5月11日の月曜日の午前を選任が行われて、その日の午後から審理が始まりました。判決は同じ週の5月14日木曜日でございます。審理に当たっては被害者の方の証人尋問と被告人質問が行われております。少し昔のことになってしまいますけれども、6番さんのほうから感想、御意見などいただければと思います。よろしくお願いたします。

○裁判員経験者（6番）

6番です。この裁判にかかわって被告の人とやっぱりちょっとの食い違いが、記憶としては犯行した人はやっぱりちょっとこう自分の態勢をよくしようというんじゃないの、やっぱり被害者の人のほうがちょっとこれぐらい引きずられたという、ちょっとこう多目の印象を受けて、数メートルちょっと違うような感じで。裁判員裁判、初めてその日に自分も参加させてもらって、いきなり裁判自体が犯行を行った人にしても、初めて自分らが人を裁くっていう体制にかかわったということで、ちょっと動揺はかなりあったんですが、被害者を倒して暴行を加えてるっていう点でちょっと自分たちは、被害者に対しての敬意じゃないけどその罪を償ってほしいなという思いで判決に参加させてもらって、自分もこの判決を壇上からでなしの、自分は補充員だったんで傍聴席から聞いて、ああこんな感じになるんだなという思いでちょっと最終的に裁判の締めくくりを見たっていうか、やっぱり人を裁くにはちょっと、もうちょっといろんな経験があるんだなというのはいちよっと感じました。以上です。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。6番さんの事件だけが検察官の主張が通らなかったということでございまして、被告人が言っている数メートルということで事実認定を

しております。補充裁判員としてかかわられた6番さんは、評議の最後まで職務を全うされて、判決宣告に当たっては、傍聴席か法廷の中だったかちょっと記憶が定かではないんですけども、下で判決の宣告までお聞きになられたということでございます。ありがとうございました。

今あのアイスブレイクと言いますか、一通りしゃべっていただきました。この今の経験者の方々の発言について、法律関係者のほうから何か御質問なり、この点もう少しつっこんで聞いてみたいというようなことございますか。

はい、じゃあ中山検事お願いいたします。

○法曹三者（中山検察官）

5番さんの御発言にあったんですけども、裁判、検察官とか弁護士のですね、言葉とか証拠を一言も漏らさないようにというのも非常にプレッシャーだったというようなお話がございました。確かに我々普通の会話をするとき、人が言ったことそのまま覚えてるんじゃないなくて要するに何だったかなってことをですね、覚えていながらですね多分ふだんの生活を送ってるかと思うんです。それはやっぱりその裁判ということですね、その軽重、事実について初めて御覧になることなので、どの事実が重くてどの事実が軽いついていうのがですね、なかなかちょっと取っつきにくかったのかなというふうに思います。それと後でまた証拠のところでも出てくるのかもしれませんが、検察官とかですね、弁護人にですねなんかその事実のですね、どれが重くてどれが軽いのかっていうのをですね、もっと分かりやすくしてほしかったのかなとかですね、そんなような要望があれば、また後で教えていただければなというふうに思って聞いておりました。

○司会者（丹羽裁判官）

今の中山検察官のお話を踏まえて、何か経験者の方からアドバイスと言いますか、御示唆いただけるようなことございますか。議論が先に進んで、どんどん進んで行

っても構わないと思いますので。

じゃあ、1番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

ちょっと話が的に当たってるかどうか分からないんですけども、どうしてもちょっと気持ちが散漫になることがあるので、見たい映像が後ですぐ見れるように、ここの場面が見れるように映像が見れると助かるなと思うんですけども、何か休憩のときでも見れるような形にしといてもらえば、ここの場面という感じで、こう、ぱっとボタンを押せば見れるようになってると、ぼやぼやしてる頭にももう一度入るかなと思うんですけども、そこだけです。

○司会者（丹羽裁判官）

書証の取り調べは恐らく、検察官のほうはパワーポイントで写真などを画面に映しながら進めていたのかなというふうに思いますが、見逃すというか、切り替えのタイミングが早過ぎたり遅過ぎたりっていうところで、若干もう一度後で確認したいな、そういうようなことでしょうかね。

○裁判員経験者（1番）

被告人が話したことに対して、ちょっと聞き漏らしたところがあったらそこをもう一度ちょっと聞きたいとか、検察官のお話されたこともちょっと漏らしたところ、ここの被告人のお話された部分が聞けるとか、弁護人が話されたところが聞けるとかちょっと細かく分かれて、その部分がもう一度聞きたかったら控室で聞けるなりすると、ちょっといいなと思うんですけど。証拠というよりは、ごめんなさい。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。

5番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、先ほど言われたのと自分も一緒だったんですけども、やっぱり重い軽いつていうのがちょっと分からないので、とにかく全部聞かないといけない。で、聞き漏らし時に、後から、こんなこと言ってたからこうだつていうふうなのはちょっと言えないから、それは全てメモするなり、何なりするなりして残しといて、その事実だけで判決に持っていくつていうことだったので、それが忘れてしまったりなかったら、判決の方に持っていかれないんですね、それを漏らさないようにするつていうふうなところが一番だったのかなと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

4番さん、何かそういう御記憶ございますか。漏らさず聞かなきゃということで、すごく大変だったとか、いかがですか。

○裁判員経験者（4番）

そうですね、私はどう、議論をしてるときの、議論というか状況証拠のときにですね、取っ組み合った姿勢ですね、そういったところを言葉で説明をされたんですが、やはり人間なんで受けとらえ方というか頭の中で言葉を聞いてイメージをしているのか、やはり皆さん違われててですね、マネキン若しくはそのどなたかがこういう状況ですつていうのを、視覚で残るような表現の仕方をしていただいて、お互い言うときにじゃあここでどういうふうに言い分が違うのかとかつていうのを、目で確認できるようなことがあると非常に良かったなというのは思ってます。言葉ではやはり若干いろいろ食い違いじゃないんですけど、想像する中でのずれつていうのは出ないほうがいいのかなどは思います。

○司会者（丹羽裁判官）

6番さんが担当された強盗致傷事件も、被害者の引きずられた状況に関する供述と被告人が言ってる話が食い違っていたと思うんですけども、今のような観点で何かアドバイスいただけることございますか。

○裁判員経験者（6番）

被害者の人ばかりの言い分だけだったらちょっと数メートル違うんですよね。人間そのときに襲われたってそのときに、周りが見えない状態でいつも通ってるよって言われてたんですが、実際に自分らが話し合ってる中で、ちょっと手前じゃないのという感じを受けて、結論としては被害者の人よりちょっと距離は短かったんじゃないかなっというあれだと思うんですが。

○司会者（丹羽裁判官）

結局、話を聞いて想像しながら議論したっていう、そういうことになってしまいましたかね、この事件もね、はい。

ありがとうございます。

まあ大事なところとそうでないところをうまく振り分けながら、審理を本当は聞けなきゃいけないんだろうと思うんですが、その機能っていうのは質問事項の2の（1）にあるとおり、審理初日に検察官、弁護人がする冒頭陳述がその役割を期待されてるのかなと、こう思っております。今回については、いずれも否認事件で争点があるということで、この初日、特にあの1番さん以外の方はもう審理が始まる午前中に選ばれて、緊張感、疲労感の中でこう冒頭陳述を聞かれたと思うんですけども、どうですかね、どの辺が重要で自分たちは何を判断しなければいけないのかっていうのを、冒頭陳述でうまくキャッチすることはできましたでしょうかね。そのあたり、どんな御記憶でしょうか。今伺っていると、5番さんはそこが余りうまく分からなかったと、こういうことなんでしょうかね。

○裁判員経験者（5番）

えっとですね、そうですね、これ後だったんかちょっと覚えてないんですけど、資料いただいているんですね、裁判員制度のナビゲーションっていうやつ。そこには裁判の流れっていうのがざっと書かれてたんですけど、それをまあ前もってもらったのかも分からないんですが読んでなかったの、裁判の流れっていうのがよく分からなかったというですね。裁判長のほうが争点を決められたんですけども、それもまだその時点ではいまいちピンときてなかったという感じです。今ちょっと思い出したんですけど、担当したのがですね、現住建造物等の放火未遂ということで、本来、裁判というか争いだとこの場合だと、火をつけた、いやつけてないっていうふうな争いっていうのが一般的裁判、やったやってないとか言うんだけど、この場合は火はつけたけど燃やそうとはしてなかったとか、そういうふうなちょっと自分にしてはちょっと特殊なような感じですね。争いのポイントがちょっとなかなか最初はピンとこなかったっていうのはあります。

○司会者（丹羽裁判官）

続けてお尋ねするんですけども、審理のいつごろになって、自分は何を判断しなければいけないんだということが分かったという御記憶ですか。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、多分スケジュールからすると、二日目というか、2回目というべきなんでしょうかね。証人の質問をされて証人が実際に来られてですね、話をされたのを聞きながら、ああそういうところのかなっていうふうにはちょっと思いました。で、被告側の方の証人の方が来られなかったんですね、そこがちょっと、本来そこにあったほうがより分かりやすかったのかなと思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。

ほかの方がいかがでしょうかね。双方の冒頭陳述を聞いて、自分たちが何を判断しなければいけないのか、その判断するためにどういう材料を審理の中からピックアップしていかなければいけないのか、この辺り分かりましたでしょうかね。で、もし分かったっていうのであればこれもういいんですけれども、分からなかったということになると、どの辺りでそれが分かるようになったのか、あるいは分かるようになるためには、どういう冒頭陳述、最初の主張をしてほしかったのかこのあたり、少し難しい話題を今振ってるんですけれども、いかがでしょうかね、何か御発言いただけると助かります。

例えば1番さんの事件ですと、覚せい剤かどうかということが争われては、まあ知情性ということで争われているんですけれども、その注目してほしい点として検察官が4つの項目を冒頭陳述で挙げた、右側の第5の特に注目してほしい点っていうところで、4つの項目がポンポンポンと挙がってるんですが、これを聞いて何か自分が何を判断しなければいけないのか、すぐお分かりになりましたか、どんな御記憶ですか。

○裁判員経験者（1番）

何か荒唐無稽な話だというか、何かだまされてきてる話なので、ちょっと混乱していました、一日目は。で、話自体分かる用語で話してもらえてたので、言われていることは分かるんですけれども、どういうことでどうなったのかというのが何かちょっと、初めは何か遺産がもらえるという話から、なぜ覚せい剤の話になったのかというところが、ちょっと不思議な話で最初は何か混乱してました。

○司会者（丹羽裁判官）

密輸組織の関係者からのチャットですかね、メッセージをもらってそれで遺産がもらえるからという名目で日本にやってきたんだと、こういう被告人だったですか

ね。で、その持ってきたスーツケースの中に覚せい剤が入ってるとは思いませんでした、というようなこんな弁解をしていたわけですがけれども、中に入ってたのが覚せい剤を含む違法な薬物かもしれないと被告人が分かっていたんだと、検察官は主張するわけですが、その主張の根拠が最初聞いただけでは、なかなか理解しづらかったとこういうことでしょうかね。その辺り、審理のどの辺りで何か分かってきたでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

何回目とは、ちょっと言いづらいんですけども、だんだん聞いてるうちに結局分かってきたんですけども、すごく密輸組織の関係者が出てきて遺産がおばさんからもらえるだの、スペインに初め行っただのという、何か難しい話がたくさんありまして、全部何でも信じちゃうですよ。何という、3回目ぐらいですかね、やっどこさ分かってきて難しいなと思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

そもそも覚せい剤の事件っていうのは、なかなか身近にないものですから、そもそもその状況を把握するのに一苦勞されたと、こういうことかなと思います。

ありがとうございました。

4番さんが携わられた、殺人未遂等被告事件の冒頭陳述はいかがでしたでしょうか。何が問題かっていうのをすぐ分かりましたでしょうかね。

○裁判員経験者（4番）

何が問題かというか説明があって、殺意がある、ない、こういったところから始まっていくんだなっていう、何て言うんですか漠然といたらあれなんですけど、一応ここなんだなっていうことは最初に思いました。そこからいろいろ出てくる中

でそれを一つずつかみ砕いていくというか聞いて、自分で整理をしていくっていうことなのかなというのは初日からまあそれは感じていました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

6番さんの事件は比較的争点は明確で、ひきずった距離が争われたっていうことで、この冒頭陳述の内容は特に問題なかったでしょうかね。

○裁判員経験者（6番）

本人自体がパチンコや浪費してるっていう、でまあ、とにかくお金が欲しいっていうことで犯行に及んだっていう経緯はもう分かったんですね。被害者を見つけて、すれ違いざま、この人に決めようってまた後ろから近づいて行って犯行に及んで、なおかつバッグは取れなかったもので、一緒に倒れ込んでまだ離さないんで殴ったということで、その殴る間に数メートルの距離が出てきとる、大体もう殴ったのを認めてその距離だけが、自分の今の頭の中にしかないんですよ。

○司会者（丹羽裁判官）

なぜその殴ってね、罪を認めてるにもかかわらず、その距離を自分たちが判断しなければいけないのかということは分かりましたでしょうかね。

○裁判員経験者（6番）

被害者の言ってる距離と犯行に及んだ人の距離っていうのは、どこで犯行が行われたかにもまたかかわってくるんじゃないかなという感じはしたんですけどね。

○司会者（丹羽裁判官）

そういう理解でもって審理に臨まれたっていうことでよろしいですかね。

はい、ありがとうございます。

証人尋問や被告人質問を聞きながらですね、大体事件の中身が浮かび上がってくるというような御発言も今ございましたが、先ほど少し御指摘もありましたけれども、改めて、ここの部分が証人尋問あるいは被告人質問で分かりやすかったなとかここが分からないな、ここはこうすれば良かったのになってという、もし御指摘が更になればですね、ぜひ伺いたいんですけれどもいかがでしょうか。先ほど4番さんから、マネキンやってこう相手が組み合った体勢がね目で見えるといいな、なんて御意見がございました。

ほかはいかがでしょうか。

じゃあ、5番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

先ほどちょっともう言われたんですけども、同じようなことになるかもしれませんが、良かった点というのは証拠品とかをですね、カメラでズームアップしてモニタに出されてて、みんなで情報をリアルタイムで共有できたのが良かったかなと思います。それとやはり思い出せないですよ、1回見たけど、そういうのがあるんでどういう方法がいいのか分かんないですけども、タブレットのようなパソコンをですね、裁判員が一人ずつ持ってて、そのデータが常に見れるとかいうふうなことがあれば、漏らさないようにしようとかいうのも、ちょっと後からまた見ればいかなっていうふうなことで、ほかのどこにも集中できるかなっていうふうに思いました。あとはですね、裁判員から質問してくださいっていうふうに裁判長から言われたんですけども、あのときは全員はしなかったんですけど、一部の裁判員の方が被告人に対して質問をするっていう、これもちょっと緊張しましたし、被告人なのですごい怖いようなイメージが最初あったんですけど、やっていくうちに普通じゃないですけどね、そういう質問もできるようなことになりましたので、それも良かったかなと思います。できれば全員されるのがいいのかなっていうふうに思います

ね。

○司会者（丹羽裁判官）

ちなみに、5番さんは直接されましたか。

○裁判員経験者（5番）

はい、しました。

○司会者（丹羽裁判官）

どんな気分で。

○裁判員経験者（5番）

いやあ気分ていうかそうですね、ちょっと被告人の方がもうちょっと高齢の方ですね、言われてることがちょっとまあ一貫されてないようなところがあったので、放火に対する本当の気持ちっていうのがなかなか見えなかったの、まあそういったところが聞けるかなと思った、そういうふうな内容だったんですが、多分思ってた答えは返ってこなかったんですけども、はい。

○司会者（丹羽裁判官）

昭和15年生まれの被告人ですかね、はい。

ほかの方、証拠調べの内容で証人尋問、被告人質問、ここが分かりやすかった、ここがちょっと分かりにくかったあるいは、ここをこうしてほしかったな、そういった御意見ございますか。

じゃあ、4番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

質問するときなんですが、私、当時1番だったんです。で、質問を振る順番が1番からだったことが多くてですね、とりあえず初日の午後からのときの第一声を自分が発しないといけないという質問をするときにですね、結構プレッシャーではありました。で、それから2回、3回と1番からの1番の方どうぞというような振りが多くてですね、昼食か何かのときに、1番からでない質問はだめなんだろうかとということですね、時折6番のほうからとかっていう振り方をしていただいたので、それは正直ちょっと楽になったっていうのをすごく覚えてます。やはりあの一番最初に質問するっていうのはプレッシャーなので、そういう対応していただいたのは本当に助かって、あの後からでも質問がしやすくなったっていうのを覚えてます。

○司会者（丹羽裁判官）

そういうところでストレスを感じると、頭に残るものも残らないので、裁判官のほうで注意しなさいと、まあこういうことかなと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

5番さんのさっき言われた、要するに話を聞く中で少し手元で確認したいなと思うものが、裁判員の方々のところに何も無いもんですから、その確認がしづらい、そういった御経験が御披露されましたけれども、そういったところ、何でも結構ですが何か気づいた点、証人尋問、もし外れても証拠の取調べ自体で何か御意見等ございますか。1番さんの事件では、それこそ密輸組織の関係者が被告人とメッセージをやり取りしている証拠の取調べがあったかと思うんですけども、あのメッセージに関する証拠、私の記憶でもかなり混乱したっていう覚えなんですけども、どうでしたか、分かりましたか。

○裁判員経験者（1番）

メールしかないですし、そのメールも全部あるわけじゃないですから、ちょっと

それだけをピックアップしてあるものだけでは、どうも全部信じちゃうもんですから、自分が。書類だけ見てそのピックアップされたメールだけでは、ちょっとこう自分の頭の中で整理つけるのはちょっと難しかったです。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

6番さん何か、この証拠調べの関係でございます。

○裁判員経験者（6番）

証拠って言っても、とにかく本人、被告と被害者の言い違いはあそこだけだったと思うんですね。後は被害者のバッグの跡がついたっていうあれがちょっとこう生々しいっていうか、被告人はもう全面的に認めて、何しとっても、何かこう弁護されてた人が何かこう早口じゃないんだけど、何か聞き取りにくいなっていうのがちょっとあったんですね。

○司会者（丹羽裁判官）

この6番さんが御担当された事件のそのアンケート見ると、弁護人が分かりにくいという評価が8人中7人で、ちなみにこれ検察官も分かりやすいっていうサインが一個もないっていうことで、当事者の立証活動に大いに難があった事件なのかなとアンケートの結果見るとうかがわれます。そういった点も含めて後で検察庁、弁護士会の方から更に質問があればお尋ねしていただくとして、そうした証拠調べを踏まえてですね、最終的に評議に入る前に検察官の論告、求刑それから弁護人の弁論ということで、この事件がそれぞれの立場から総括されたと思いますけれども、その内容はいかがでしたか。何かこれを聞いて自分の心証が、大体こう心証と言いますか、考え方がまとまって評議で何を言おうか、どちらの立場に立とうかってことが分かったのか、その辺りってどんな御記憶でしょうか。論告、弁論の内容を少

し思い出していただいて、分かりやすかったかどうか、説得的だったかどうかこの辺りの御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、5番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、多分、多分ていうかまあ記憶なんですけど、どちらも分かりやすかったのではないかと思ってます。資料まとめられて資料に基づいて進められたので、その点に関してはすごく分かりやすかったかなと思います。その結果どちら側っていうのはちょっとまあそれよりもっと前に、大体こんな感じなんじゃないんだろうかっていうのは何となくあったんですけども、それを説明されることで、よりもっと分かりやすくなったかなっていうふうな形ですね、はい。

○司会者（丹羽裁判官）

審理通じて自分の考え方がまとまって、それを論告と弁論聞いてより整理されたところということですかね。まさに成功した例かなと思いますけれども。

○裁判員経験者（5番）

はい、そうですね。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの方はいかがでしょうか。

論告、弁論聞いた時の印象といいますか感想ですかね、思い出していただいて何か御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあ、4番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

それまでの審議の中で、自分の中である程度整理はついてました。最後言われたときお互いの主張なので、こういったこと、言いたいことはこうなんだっていうのも分かりました。分かりやすかったです、それは。最終的にはその意見を聞いてじゃあどうするのかっていうことでしたので、その時点は、すごくお互いのそれぞれの主張の仕方とかがあってというのは分かりやすく、何も問題ないというか、良かったと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

メモを手元に置いて口頭での説明を聞きながら、その論告や弁論の時間を過ごされたと思うんですけども、やっぱりそのメモと言葉にずれがあって分かりにくいとかですね、そういったことはなかったですか。で、その検察官なり弁護人がしゃべっているときに皆さんどこに視線を当てるのか、この辺りってどんな感覚でしょうかね。ずっと読みながら耳で聞いているのか、その辺り思い出せますでしょうかね。それとこう何か分かりやすさの関係ってありますでしょうかね。いかがでしょうか。

じゃあ、5番さんお願いします。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、多分メモにずっとこう目線を落としてるっていう感覚はなかったような気がしますね。一応意見されてる方を見ながら、それと被告人の方も見ながらだったと思いますけど、で、文字で残ってるんで後から振り返れるっていうのが良かったかなと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

今こうお尋ねしたのは、1番さんが担当された事件の論告っていうのが物すごい文字が多くてですね。読むのも大変だったかと思うんです。論告、弁論の内容でこ

の覚せい剤事件で、知情性といって故意が争われている事件、聞いて分かりましたか。何かどんな御記憶でしょうかね。最終のやつです、はい。

○裁判員経験者（1番）

そうですね、もう最終になってましたので、事件の意味が分かってきたんですし、検察官の論告の人、力入ってまして、結構頭に入った気がします。ちょっと納得したというか、もう最終日でしたので。弁護士さんのほうは何か、ごめんなさい、取りようがあってるかどうか分かんないですけども、こういう年寄りだから気づかなかったはずですよという趣旨だったので、年寄りだったから気づかなかった、ううんどうかなとか、そんなふうに年寄りだからという理由だけで、覚せい剤持ってることは気づかなかったですよという趣旨だったのかなとか思って、それではどうかなという、無理があるんじゃないかなとかいうふうにちゃんと聞けたと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

そういう意味では、弁論の内容もきちっとその場で把握されて、対立点が分かったとこういうことかなと思います。

6番さんの事件、弁護人の活動が非常にこう評判が悪いわけですが、どうでしたか、最終の論告と弁論の内容を聞いたときの御感想ですけども。

○裁判員経験者（6番）

検察の人のあれはまあ、すんなりとかう頭の中に入ってきたような記憶があるんですが、弁護士の人がしゃべったのは、何をしゃべったのかなという頭の中に残ってないような、どこをどういうふうに主張したいのかなというのが、ちょっと何かこう投げやりな感じも思えたような感じがしたんですよ。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。時間の関係があつて、かなりハイペースで進んでますが、ここまでのところで、裁判官も含めて法律の関係者のほうから、この点少し掘り下げて聞いてみたいとか、別の切り口で聞いてみたい、こんなことございますか。

○法曹三者（中山検察官）

証拠調べのことでお話になってました、1番さんがさっきおっしゃってたんですけども、メールの内容の取調べがですね、やっぱり分かりにくかったみたいなお話があったかと思うんですけど、その場合、一応抜粋だけだとですね、内容が分かりにくかったというようなお話があったと思うんですが、確かに自分ら検察官もですね、メールとか証拠物は何度も何度も見てる訳なんです。その上で一定の理解に達する訳でして、それを幾ら皆さんが整理されたものとはいえですね、皆さん1回で見てて、とても覚えられるものではないと正直思っていて、メールとかですね、何度も見なきゃ分からないもの、どうやって調べるのかっていうことで、先ほど裁判官もちょっとおっしゃってましたけども、手元において置く、何かね資料があるといいなとかというようなお話もありました。というところですね、冒頭陳述ですね、その後から見返すことがありましたか。要するにその最初に冒頭陳述やってですね、その時点では検察官の言ってることがよく分かんなかったんだけど、後でその証拠調べ進めてみると、ああ検察官の言いたいことはこういうことだったのねということ、その見返してみてもですね、手元の資料見て改めて気づくようなこととかありましたか。

○裁判員経験者（1番）

はい、やはり後で手元の資料を何度も見ました。で、証人の話を聞いて被告人の話も聞いて、またメールも、そりゃメール以外に電話の部分もあるからどうしても分からないところがあると思うんですけども、また外国語を日本語に訳すと何か意味がちょっとおかしい感じのところもあると思うんですけど、ある程度だんだん

もう一度読み返していくうちに、理解できてきたと思っております。

○司会者（丹羽裁判官）

他の方は、今の中山検察官からの御質問に対して、いかがでしょうか。

じゃあ、4番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

冒頭陳述に関しては、それは資料がある限りは何度も見ました。ただ、何て言うんですかね、時系列でメモを取れるような資料の作り方をしていただけたらというのは思いました。ちょっと私のこの件では若干、何年何月にどういう状況だったとか、こうだったとかっていうのをその、日が変わってこうあったりしたときに、メモを取った時にあれ、これってこれさっきは違うような日付だったかなとかっていった時にメモをまた見返すのではなくて、一つの何て言うんですかね、メモの取りやすいような一枚の時系列的なもので進めていただけて、その中でメモを書きながらで、ちょっと戻るのが、戻って確認しやすいような形のものがあればよかったなというのは思います。とにかく本当に時系列、最後のへん自分のメモの書き方も、何月とかっていう本当に表みたいなものを書いた方が自分も整理しやすかったので、そういう資料があればもっと良かったかなっていうのは思います。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。

他の方、いかがでしょうか。

じゃあ、5番さんお願いします。

○裁判員経験者（5番）

さっき4番さんが言われてるので、ちょっと思い出したんですけども、この5番

に関しては、時系列で冒頭陳述書作られてましたので、最初まあ分かりやすかったんですが、どんどん進んで行くにつれて、燃料ですね、ガソリンがどこから手に入れたとか、そういうふうなことが出てきて、その細かいところへんがこの、時系列の中にはなかったの、まずガソリンを見つけてライターを購入して火をつけようとしたのか、流れ的に、もうライターを買ったけど、行き当たりばったりで探してたらガソリンを見つけたとか、そういうのがどうなんだろうかっていうのがありました。ただし、それ質問すると裁判長の方が、そこら辺はちょっと資料なかったんですけど時間まで説明していただいて、ああなるほどっていうふうなことにはなりました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。要するに立証されてるんだけど、冒頭陳述に書いてないところがあるんで、その関係が理解するのに少し時間がかかりましたと、こういうお話かなと思いますが、あってますかね。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、あのやっていくうちに細かいところへんが見えてくるというか、気になってくるんですけど、それじゃやっぱり書ききれないですね、なのでそういうところはありました。

○司会者（丹羽裁判官）

6番さん、特によろしいですかね、今の関係ではね。大丈夫でしょうか。

○裁判員経験者（6番）

はい。

○法曹三者（中山検察官）

非常にやっぱり冒頭陳述ですね、やっぱりどこまで書くかという、非常にまあうちの検察官、検察庁でもすごく今議論してるところでして、審議の中では一番最初のところじゃないですか、で、あそこですね、あんまり詳しいこと言ってしまうと皆さんの頭に多分残らないよねって話になってですね、逆に余りに簡単にすると後で見返したときに、何のことやら全然分かんないよねって話になってですね、結局そのどこでその調和をするのかって今非常にやっぱり検察庁の中でもですね、問題になってます。その一番最初の冒頭陳述のところで、どこまで詳しく書くかっていうのはですね、今皆さんのいろいろなお話聞いて大変参考になりました。

○司会者（丹羽裁判官）

和田弁護士は何か。

○法曹三者（和田弁護士）

私も配布資料にどの程度の情報を盛り込むべきかということはかなり悩ましいところだとは思っております、できるだけ分かりやすさを求めてしまうと、どうしても長くなってしまったり文字が増えてしまったりするんですけども、その配布された資料の文字数というか読み応えについて、ちょっと文字が多過ぎるっていう印象を受けたとか、あるいはもうちょっと説明があったらいいのにといいふうな印象を受けたのか、その辺り御意見いただけたらと思うんですけども。

○司会者（丹羽裁判官）

冒頭陳述に限らず全体として、その配布された資料の文字数ですかね、ボリュームがどうなのかと、こういうお尋ねですがいかがでしょうかね。いずれも否認事件なので、少なくとも争点に関する部分についてはある程度の書き込みはあったんだろうというふうには思っておりますけれども、ちょっと書き過ぎて詳し過ぎて分か

んないなということなのか、このぐらい書いてもらった方がよかったということなのか、この辺りはいかがでしょうか。御意見がない、なかなか出ないってことはそんなに違和感がなかったとこういうことなのでしょうかね。

○法曹三者（中山検察官）

先ほど、1番さんでしたっけね、論告でも長い文章だったけども、とりあえずは頭に入ったというようなお話もありまして、でしたよね確か、覚せい剤の事件かなんかで裁判所の方から論告長かったんではないですかって話が出ててもですね。

○裁判員経験者（1番）

最後の最終論告ですか、長かったですけれども日にちもたってましたし、話も力を込めて十分話してもらってよく分かりました、はい。最初のころは話がちょっと分かってなかったんですけども、だんだんだんだん話の内容というものは分かってきました。ありがとうございます。

○司会者（丹羽裁判官）

よろしいですかね。では報道機関の方いらっしゃらないんで、お疲れでしょうか、一旦ここで休憩、裁判だったら休廷しますって言うんですけども、休憩して10分後にまたこの席にお戻りください。

よろしく申し上げます。

（休 憩）

○司会者（丹羽裁判官）

では、休憩が終わりまして第二部ということで再開をさせていただきます、質問事項の方先に進めさせていただきます、評議のところの点をですね少し確認をさせて

ください。

先ほど証拠調べが終わった後に検察官，弁護人の主張まあ論告，弁論という形でお聞きになって，そこから評議，裁判官との評議に入っていくわけですが，評議のときに配られた検察官の論告メモや弁護人の弁論のメモですね，うまく活用できましたでしょうかという質問になりますが，この点いかがでしょうか。手元に置きながらその項目，書かれている内容に従って議論が進んで行くことができたかどうかということなんですけども，そのあたりはどんな御記憶でしょうか。

5番さんお願いします。

○裁判員経験者（5番）

ちょっとまあ記憶なので，あいまいな点があるかもしれないんですけども，資料をもとにしてですね，1点1点最初から一つずつ皆で確認をして意見を出し合ったという記憶があります。ですからいろんなところに飛んでいくのではなしに，順番をもって一つずつ，問題がなかったら次，次っていうふうな形で論告，弁論両方ともやったっていう記憶があります。

○司会者（丹羽裁判官）

5番さんの事件ですと，建物を焼損することの認識があったか，なかったかという争点に関して，検察官のほうで二つ注目点がありますと，一つは火をつけた場所の状況がどうなっているか，二つ目が火をつけた方法がどうだったのか，こういった辺りが論告の内容に書かれていまして，これを一つずつ証拠に照らしながら確認をしていったとこんなような流れで，うまく弁護人の弁論も含めて活用できたのではないかとこういう御意見でしょうかね。

○裁判員経験者（5番）

はい，そうです。

○司会者（丹羽裁判官）

他の事件ではいかがでしたでしょうかね。

1番さんからいくと嫌がられるかもしれませんが、1番さんはどうでしょう。

○裁判員経験者（1番）

はい、自分の頭を整理するのにちょうどいいと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

1番さんの事件だと、このA3判で論告用紙メモというふうに左上に書いてあって、これがさっき言った細かい字のものなんですけど、下のほうに求刑の欄があって懲役何年とか罰金幾らとか書いてあるものがあるんですけど、これがまあ最後に示された検察官の意見で、あと、弁護人のほうはメモというよりは弁論要旨という書類でそのままペーパーが出てきて、これが手元に評議のときにあったかどうか、実は記憶がないんですけども、少なくとも検察官の論告メモは手元に置いて評議をしているかと思いますので、これがうまく使えてたかどうかなんですけどね、何か記憶に残ってることございますか。

○裁判員経験者（1番）

.....すみません。

○司会者（丹羽裁判官）

1番さんが詰まるのは当たり前で、自分が司会しといてあれなんですけど使っていないんですね、使えない論告だったものですから、これ使わずに評議をした事件がありますので、多分1番さんの記憶にないのは当たり前だということで、そういう意味で評議で使う使わないはともかくとして、1番さんの方でこの検察官の主張の理解をする上ではこの内容が非常に役に立ったと、こういうふうに聞いておきます

がよろしいでしょうかね。はい。

4番さんはどうでしたか。評議で論告や弁論の内容、あるいはですね、うまくこう使いながら議論ができたかどうか、この辺りどんな御記憶でしょうか。

○裁判員経験者（4番）

大きくポイントを分けていただいて、一つ一つみんなでかみ砕いて意見はどうなのかっていう一つのことを、一つずつ整理をしながら進めていった記憶があります。で、本当に時間が幾らあっても足りないような、じゃあどうするのかっていう部分もあったし、当然スムーズに行くようなところもありましたし、これを本当に基に進めていった記憶です。

○司会者（丹羽裁判官）

4番さんの事件では、殺意という犯罪成立の要件になってる、故意ですね、が問題になるとともに責任能力が問題になってますが、この辺りの法律概念っていうのはうまく理解できましたでしょうか。で、その論告と弁論でそこが理解できたのか、やっぱり少し裁判官からの説明がないと理解できなかったのか、この辺りどんな御記憶ですか。

○裁判員経験者（4番）

理解というか、その中で皆さんの順番に意見を言い合いながらの、あいだあいだにこう意見を入れていただいたり、そのまとめていただいたりっていう状況の中でできるだけ、何て言うんですかね、裁判員の方の意見をこう聞いていただけたっていうところですね。で、何て言うんですか、迷い出したときに、まとめていただいて修正をしていただいたっていうふうな記憶があります。

○司会者（丹羽裁判官）

これ完全に司会の個人的な興味なんですけど、この4番さんが担当された事件、7月28日に論告、弁論が行われて、一日空いた7月30日に判決があるということで、結構判断しなければいけない点がたくさんあるのに、話し合いの時間がこれで十分だったのかななんて、思うところもない訳ではないんですけども、話し合いの時間が足りなかったような御記憶は特にはないですかね。

○裁判員経験者（4番）

時間はどうですかね、やはり人それぞれの考えがあるので、時間があればあるほど人の意見に流されてみたり、いろいろあると思うので、時間的には長くもなく短くもなかったかなという記憶はあります、正直。ただ実際よりもちょっと時間オーバーして判決の時間を少しオーバーするぐらいまで話し合ったのは、本当によく覚えてます。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

先に6番さんの事件で、検察官と弁護人のその最終的な主張、論告、弁論の内容ですね、評議でうまく使えてたかどうか、どんな御記憶ですか。

○裁判員経験者（6番）

検察官の人の主張はちょっとこう重過ぎるかなというふうに自分では解釈して、弁護人の人の全面的に信用するのではないんですけど、争ってたいうか、話の中でその数メートルの違いに、あそこら辺だけがちょっと自分の頭の中には残っておるんです。

○司会者（丹羽裁判官）

この事件結局、被害者の方の話を信用するか、被告人の話が信用できるかで、ど

ういう理由でその話を信用するのかあるいはしないのかっていう辺りが、うまく論告や弁論で頭の整理できたかどうか、この辺ってどうですか。それがもし整理できてるのであれば、うまく評議でも使えるのかなと思うんですけども、いかがですか。

○裁判員経験者（6番）

まあ検察の人の言ってることも理解したんですが、やっぱり被告人が自分はどこらへんだったというあいまいでもあり、だから自分の考えをちゃんと言えたっていうのが大きな理由なのかなと。

○司会者（丹羽裁判官）

実はあんまり弁護人の弁論はその辺りうまく指摘ができてない内容にはなってますが、まあ一応話し合いのときには検察官の論告メモをうまく使いながらできたんでしょうかね、これも私がやった、司会が私だったんですが。

○裁判員経験者（6番）

ある程度はそれで理解はできたと自分では思ってます。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

話が前後して恐縮ですが、1番さん4番さんの事件も実は故意、どういう被告人の認識があればいいのかというところが問題になっている事件だったんですけども、その裁判官の説明なり、当事者の主張を踏まえてですね、放火の故意とか覚せい剤の密輸の故意の説明がうまく理解できましたでしょうかね、その辺りどんな感じだったでしょうか。話し合いのときによく分かんないままって言われると立つ瀬がないんですけども、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

そうですね、結局あの司会者の裁判官の言われるので、まず証拠で考えるように言われましたので、ついつい被告の何ですか、様子ばかりを判断材料にするという素人の様子でいたんですけども、証拠で考えるようにと言われ、考えました。被告人の家族が来たんですけども、家族の人が家にいるときに、覚せい剤であるとかそれから臓器売買であるとかそういうことがあるから行かないでくれって言ったのに、被告人は出かけたというところとかを聞くと、証拠を見るように言われたので、それで、はっきりそれ分からないですけども、それ良かったのかなとは思ってます。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。まあ明確に覚せい剤だという認識がなくても、覚せい剤が違法薬物の中から除かれていなければ、その故意っていうのが認められるのではないか、この辺りを議論した記憶がございますけども。その辺りの説明、特にアレルギーなく理解していただけましたかね。

○裁判員経験者（1番）

はい、そうですね。理性的に考えるべきだなと思って、被告人がすごくおじいちゃんてちょっと愛らしいところがあるもんですから、そちらの方に目がいきがちだったんです。けれども、もう少し優しくしてあげたい気持ちになるような人だったんですけども、覚せい剤を運ぶということがまた大きなことですので。

○司会者（丹羽裁判官）

5番さんはどうですか。その放火の故意といって、その火をつけて燃やしてやろうというよりは燃えるかもしれないっていうような、そういうところで争われてた事件かなと思うんですけども、先ほども少し御指摘があったように、火をつけたつけないっていうような争い方よりも、少しぼやけているというか、この辺り評議の

中できちっとこう説明を受けたりなどして、理解はできたということで伺っとけばよろしいんですかね。何か御感想ございますか。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、放火について放火のどういうんですかね、放火はじゃあどういふのが放火なんだっていうのを一番最初に説明をしてもらって、つけたけど壁や柱に燃え移らなかったらそれは放火ではない、だから今回の争点に関してはそういう意図がなければ無罪になるというふうな形、聞いた時にはもう本当にピンと来なくて火をつけてるのに何で無罪なんだらうかいうのはありましたね。

ただまあやっていって、証拠が出て進んで行くうちに、ああこういうところを争ってるんだというのを分かりましたので、はい、そこはよく分かりました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

あとはその、いわゆる今回争いがある事件で、その争点判断に必要な法律外の説明ですとか、それに必要な証拠の内容のとらえ方っていうことで、話し合いはなかなか難しい、どの事件もですね難しいところがあったのかなと思っているんですけども、評議を進める我々ですね、裁判官のほうに、もうちょっとこうしてほしかったとか、あるいはあのやり方はどうだったんだらうとか、そういうもし御注文なり御意見があれば、ぜひこの機会に伺いたいなと思うんですけれども、ここはほめ言葉は要らないので。いかがですかね、先ほどね経験者4番さんなんか言われたとおり、1番から振るのをやめてくれっていうのは一つあるかと思えますけども、評議の進行に当たっての我々が今後改善なりする上で、御意見をいただければと思うんですけれども、どうでしょうか。進行なり評議の雰囲気作りとかですね、休憩の取り方だとかいろいろあるかなと思うんですけれども、どうでしょう。

じゃあ、5番さんお願いします。

○裁判員経験者（5番）

これはまあちょっと難しいかも分からないんですけども、ちょっと気になったっていうか最後の刑を決めるときですね、過去の同じような裁判の結果がこうだったっていうのをデータで示されたんですけど、それをベースに決めていこうっていうふうな形でした。それはよく分かりやすかったんですけども、詳細まではなかったのと、それから故意があったかどうかとかそういったいろんなポイントポイントは書かれてて、刑何年っていうふうな形だったと思います。で、今回の裁判はこの付近に当てはまるんじゃないかというところから始まって、それプラスマイナスっていうふうなところで意見を出し合って、最終的には決めたんですけども、ちょっと難しいかも分からないんですけど、刑を決めるフォーマットのなようなものですね、放火基本何年ですよ、故意があったのでプラス何年、とかまあそんな項目がたくさんあって、それが大体どのくらいの重さなのかっていうのがあって、それをチェックチェックチェックしていったら、大体平均的にはこんな感じだっていうのが見れば分かりやすいのかなっていう、それが妥当なところかどうかはわからないとして、そういうのもあったらいいのかなっていうふうに思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。それだけ、やっぱり刑を決めるのが難しかったところということなんでしょうかね。

○裁判員経験者（5番）

そうですね。最終的には皆で話し合って決めたっていうところですけども。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

ほかに何か評議の進め方など、裁判官がもう少しこういうことに配慮してくれ

ばなとか、こういう配慮があつてすごい助かったなとかございますかね。何か御意見が出ないとあのやり方でよかったのかということで、なかなか我々も前に進めないんですけれども、いかがでしょうか。

はい、じゃあ続きで、5番さんまたお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、かなり、裁判員裁判ということでふだんやられてる裁判よりも裁判官の方は気を遣われて、パワーも多分必要だったんじゃないかなと思ってます。裁判員も主役ではないですけど、そういった形で一緒に裁判をやっていただけというところはすごく良かったですし、要望いうかまあそういうところはないんですけどね。受け身になって裁判員の意見を聞いて下さって、その助言もして下さるっていうところでかなりやりやすかって、来てよかったなと思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

一通りあれですかね、評議の関係、1番さんどうですか、本人目の前にして言いくいかもしれませんが。

○裁判員経験者（1番）

有罪を決めて、また次の日が量刑を決めるんですかね、結局昼ごはん食べて、その後みんなのどれだけ量刑を決めるかっていうのだったと思うんですけど、できるだけ決めるまでの時間が長いといいなと思いました。決めることに対して、こうかなあかなと思うもんですから、結構時間があつたんですけども、やっぱりもう1年短いほうがよかっただろうとか、つい思ってしまつて、そうですねあと今から考えても、あんなおじいちゃんにこの年数はどうだったんだろうとか思います。もう1年短くしてあげればよかつたかって、たった1年でも短いほうがよかつ

たんじゃないかと思うことがありますので、できるだけ熟考する時間が長いといいと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

今回もあれですかね、もう少しその最終決断まで時間があつたほうがよかったですかね。

○裁判員経験者（1番）

休憩時間でもみんな話をしてくれて、盛り上がればいいんですけども、私は結構しゃべるたちなんですけど、みんなおとなしいもんですから、そのことについてもたとえば裁判員同士で30分なり1時間なり少し話す時間があるって、そう納得するねっていうぐあいに話し合える時間があつたらよかつたかなと思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

4番さんいかがですか。

○裁判員経験者（4番）

昼食も一緒に取ったりとかですね、世間話をするときもありますし、最後のときはああだこうだと話をすることもありますので、というような雰囲気作りをしていただいたので、全然何もなくてというか非常に良かつたんではないかなというのは記憶に残ってます。そんなに距離感を感じるっていうか、こう言われたからこうじゃないんですけど、そういったのもなくてですね、本当に世間話のときもありますし、本当に良かつたです。何もないです。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。褒めていただいた裁判長が異動してこの庁にいないのが非常に残念ですけれども、機会があったら褒められてましたよとお伝えしておきたいと思いますが、6番さんは補充裁判員という形での評議の参加になりましたけれども、いかがですか。その補充裁判員の立場でこう評議にかかわる、あるいはその前段階という審理にかかわるということについて、どんな率直なところ御感想をお持ちですか。

○裁判員経験者（6番）

単純に裁判員の人たちが主体でやるのかなと思ったら、自分も補充だからっていうんじゃないの、参加しての協議だったので、量刑を決めるにしても全員で判決された分の参考にしてっていうので、かなり良かったんじゃないかなと。

○司会者（丹羽裁判官）

一応あの6番さんがかかわられた事件のときは、裁判員の方と裁判官と同じこう卓を囲むといますか、そういう形で座っていただいて、見ていただく資料なんかも全て同じで投票権だけがないということで、適宜私のほうが何かございますかっていう形で意見を聞いたりした記憶がございますが、あんな感じでよかったですか。

○裁判員経験者（6番）

それはすごくよかったですと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの事件で、あれですかね、1番さんの事件は私は分かるんですけど、4番さん5番さんの事件で補充裁判員の方はどうかかわりかたをされてましたか。一緒に卓を囲むような感じで座られてます、それとも違うところにテーブルを置いて座られてました、何かどんな状況だったか、もし覚えておられたら教えていただけ

ればと思いますが、いかがでしょう。

5番さんお願いします。

○裁判員経験者（5番）

席は多分少し離れたというか、後ろだったんですけど、内容的には全く裁判員と一緒にですね。最後だけが傍聴席からってということだったんですけど、最初言われてたのが、何日かしたらもう補充裁判員の方はもう出席されなくてもいいようなこともあるけど、今回は期間短いので最後までっていうふうなことを言われてましたけども、補充っていう方も裁判員と一緒にようなことをされてますので、ほぼ一緒だったんで、そういう取り決めで6名プラス2名、2名かそれ以上になるか分かんないですけど、全部裁判員でもいいんじゃないかなというふうには思いましたね。だから8名で都合が悪い人が何名か来れないときがあるかもしれないっていうやり方もいいんじゃないのかなっていうふうに思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

4番さん、配置も、配置っていいですか、補充裁判員の方の席も少し後ろ目についている感じでしょうかね。

○裁判員経験者（4番）

そうです。一応四角形にいてその後ろに机があってっていう状況でした。ただあの最初のときに、このチームで結果を出すっていう今も印象に残ってる言葉なんですけど、みんなで一つの答えを出すっていうのを最初に言われたのがあのそんなに、何て言うんですか、差もなく意見もそれぞれ出されて、一つの答えを出すのにこのチームでっていう言葉が非常に残ってて、そういうような形でやられてました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

1番さん、もうあれですね、私の合議体なので補充裁判員の方も一緒に卓を囲む形でだったと思いますけども、何か補充裁判員の関係で裁判所のほうがもう少し気を使わなきゃいけないとか、ありますか。

○裁判員経験者（1番）

補充裁判員の方にも同じように接してらっしゃったので、とても和気あいあいとした感じになれたので良かったと思います。特には、良かったと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

それではこの評議のステージの関係で検察官あるいは弁護士のほうから何かございますか。

じゃあ、和田弁護士お願いします。

○法曹三者（和田弁護士）

皆さんは裁判員に選ばれたときに説示というところで、証明責任についてお聞きになると思うんです。有罪であるということは、検察官が証明しなければいけませんというような御説明を受けられたと思うんですが、評議において結論を出す際にそういったことを意識されたっていう御記憶はございますでしょうか。

○司会者（丹羽裁判官）

最初に選ばれた直後に、立証責任は検察官にありますよとか、常識的に考えて間違いないと言えなければ有罪になりませんよなんていう、あと証拠だけで判断してください、こんな説明をする中で、今お求めなのは検察官に有罪の立証責任があるんだということについて、評議のとき最終決断する際に、どのくらいそれを意識し

てたかとかこういう御質問なんですけども、いかがですか。

もう少し分かりやすく質問してくださいということだそうです。

○法曹三者（和田弁護士）

分かりました。証明責任というのは、その検察官の側で、もしかしたら無罪かもしれないっていう疑いを完全に払拭するというか、取り払わなければ有罪にはいきませんよというようなルールなんです。なので、弁護人としてもできるだけ、こう疑いがあるっていうふうに主張しますし、故意の問題であれば故意がなかったかもしれないってことを主張していくんです。なので、かもしれないというレベルであれば完全に疑いが払拭されてませんので、もしかしたらってなりますので、そういった場合には本来無罪にしなければいけないっていうようなルールな訳です。なので、かもしれないというような状態で、それでもやっぱり故意があったんじゃないかという結論を出して、結論としては出したものが多いと思うんですけども、そういった点で何かこう葛藤とかですね、かもしれないっていうけど、やっぱり有罪でいいんだろうかとかこういった、何て言ったらいいんですかね、その判断する際に悩まれたかっていうところちょっと伺いたいかなと思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

じゃあ、5番さんお願いします。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、最終的に内容をですね確認していく時に、やっぱり弁護人の方が言われてたのは当然無視できることではありませぬので、言われた内容が正しいというか、通るかどうかっていうのは、検察官出された内容と当然比べてですねやってきました。だから検察官が出されてる論告の内容が、弁護人が出されてる内容とどちらが正しいかっていう感じですね、まあ言ってしまったら。それは片一方ばっか

り、どういうんですかね、意識するんじゃないし両方見ながら決めていった、結論を出したっていうところになると思います。こんな感じでよろしいでしょうか。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの方はどうでしょう。よろしいですか。

はい、じゃあ、中山検察官お願いします。

○法曹三者（中山検察官）

今の5番の方のお話にもあったんですけども、例えばその、今、論告と弁論それぞれ検察官の主張と弁護人の主張を比較しながらですね、評議を進められるっていうようなお話ありましたけれど、例えばその論告に書いていないこと、あるいは弁護士の主張に書いていないことであっても、裁判員の皆さんで判断してですね、本当この事実は大切なのでこの事実も加味して、検察官、弁護人は言ってないけど、この事実も加味して判断すべきじゃないかなとかですね、そんなようなことを問題、議論したようなことはございますか。

○司会者（丹羽裁判官）

いかがでしょうか。

じゃあ、1番さんお願いします。

○裁判員経験者（1番）

もちろん証人の人の話の中に出てくる言葉は載ってないわけですし、そういうことが有罪かどうかはかなり関与しました。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの方はいかがでしょうか。

じゃあとりあえず，5番さんお願いします。

○裁判員経験者（5番）

被告人の方はですね，たまに本音なのかそういう言葉を出されたときがあったんですけども，弁護士側のほうのものには一つもなかったりとか，してるようなことを言われたような内容を加味したっていうのはあったような気がします。具体的にどう言ったかっていうのはちょっと余り今記憶にはないんですが。そういったところで評議の内容に入れたのはありました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。時間の関係がありますので，このぐらいでよろしいですかね。裁判官から何かありますか。

○法曹三者（藤村裁判官）

裁判官から評議のときに，いろんな法律概念の説明などをさせていただく機会があると思います。例えば執行猶予とは一体どういう制度なのかとか，例えばそういうことの説明をさせていただくんですけども，その説明でちょっとここが分かりにくかったなっていう点があったりとか，もっと早い段階で説明があったらよかったとかそういう何かお気づきの点がありましたら，教えていただきたいと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

いかがでしょうか。そんなに分かりにくい説明もなかったかなというふうに善解いたしますけども，それでよろしいですか。無理やり，うんて言わせてるわけではないということだけ議事録に残させていただいて，よろしいですかね，はい。ありがとうございます。あと，時間がないので1点だけ質問事項にはなかったんです

けども、最初に5番さんから、午前中に選ばれてよく分からないまま、午後法廷に入って行って一日目すごい疲れましてって話がありましたけども、ほかの方、4番さん6番さんは同じような状況で、午前中に選ばれて午後から審理ってことになってるんですけども、初日の疲労感とかその法廷に入るときの緊張感ですね、これどんなだったですか。覚えておられますか。

4番さんお願いします。

○裁判員経験者（4番）

緊張はめちゃめちゃしました、それはもう。疲労感というか、まあ多分気が張ってるのか、私はそれほどどうとかっていうことはなく、最後までいったような感じでした。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

6番さんはどうですか。

○裁判員経験者（6番）

最初に部屋に入って、こういう事例なんですかって聞いて、そのときは何かこんなもんなんかなって思っただけど、法廷なんか見るとちょっと心臓がバクバクするような格好で、すごく緊張したっていうのは覚えてます。

○司会者（丹羽裁判官）

すごく緊張したということで、ありがとうございます。

逆に1番さんは間が空き過ぎてるといえるのか、前の週に選ばれて審理をずっと1週間近く待つような状態だったと思うんですけども、その間の心持ちといいますか、どんな状況だったのでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

ゆっくりあったのはよかったと思います。よく検討できたと思います。長いのは私にとっては別に構わなかったです。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。では予定していた質問事項プラスアルファは以上になりますので、何か、どんなことでもいいですけども、もう少し意見を言っておきたいなという方はいらっしゃいますでしょうか。法律家のほうからは何かここだけはもう一言聞いておきたいってことはございますか。

よろしいですか。

では締めに移らせていただいて、最後にこれからですね、裁判所からお声掛けさせていただきます、候補者として裁判所にお越しいただき、裁判員、補充裁判員になれる方々に対してですね、一言ずつメッセージをいただいてこの意見交換会を終わりにしたいと思います。

1番さんからっていうと嫌がられるんで、6番さんからはしまししょうか。それも嫌がられますかね。でも振ってしまいましたので、これから御活躍される方々に向けたメッセージということで、最後今日の意見交換会のもので、参加していただいたその感想も含めまして、一言ずつお願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

今回どうか、裁判員裁判に参加して、終わったときに、次の日が自分ごとなんです、健康診断がありまして、会社で、それまでそんなに血圧も高くなかったのがその次の日血圧測定があつて測ったら、上が190何ぼの、下が130何ぼだったんですかね、二、三日後にはすっと下がったんは下がったんですが、何かこう健康的なあれも入れたらいいのかなというの、自分ではちょっと会社の人に言ったら、そりゃ裁判に何しとったけその分でちょっと上がったんかなと、で、ドクターにも

相談したらそれもあるかなというのがちょっと見解だったんで、そういう健康面に対しても配慮があったらいいなと自分では思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。あともしよければ、これから裁判員、補充裁判員になれる方々に対して、何かこう後押しするようなメッセージがいただけるとありがたいんですけども。

○裁判員経験者（6番）

裁判，人を判決を下さないといけない，それにかかわるのはやっぱり自分としてはまあどれだけ真っ当に生きたかなというんじゃないの，やっぱり前向きに考えていかなきゃいけないのかなと。安易にこんな事例だからこれぐらいで，いうんじゃないのやっぱりそれに見合った考えをつけ加えられるような感じで臨んだらいいのかなと思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

貴重な御意見ありがとうございました。

では続いて，5番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

今回意見交換会ということで，どうしようかなと思ったんですけど，まあ裁判員にも選ばれたので，今後の役に立てればいいかなと思って参加をさせてもらったんですが，予想より人数が少ないのでちょっとびっくりしてます。毎回こんなもんなんですかね。

○司会者（丹羽裁判官）

6人を予定してたんですけど、今日は本当に申しわけありません。急きょこういう形になりました。

○裁判員経験者（5番）

もっところ、多分1年間通じてなんで、もうちょっと多いのかなっていうふうに思ったんですけども、それがまず最初の感想です。で、今後の裁判員になられる方へのメッセージということなんですけども、思い出すと、まず最高裁判所からリストに名前が載りますよというのが初めに来るわけなんですけども、そのときにまあこれ正直ちよつとなる可能性はあるというのは分かってたんですけど、ああついに来たかっていう感じで、どうしようかなって感じだったんですけど、実際選ばれて地方裁判所まで来てくださってというのが来ると、ああどうせならちよつとやってみようかなという気持ちになって、そのときはまだ選ばれてないわけなんですけども、30名ちょいぐらいでしたかね、待合室。そのときにああもうどうせなら6人の中に選ばれたいなというふうに、僕は何かちよつと特殊だったんかもしれないですけど、そういうふうに思いました。実際選ばれてよかった。で、しんどかったんですけども、最終的にはやって良かったなっていうふうに、良かったってというのがこれ何でかっていったら、普通仕事とかですね、社会ではこういう経験はできないんですけども、それが貴重だっていうのが一つと、それから裁判のやり方が、どういふんですかね、特殊なんだけど、もしかしたら仕事にもいかせるかもしれないし、それ以外でもこの裁判の進め方もあるし、考え方ですね、そういうのもいかせるかも分からないですし、実際多分終わってみて、仕事に幾らかこう影響が、良い意味ですね、影響が出てるような気もするので、今後もし選ばれた方はぜひやっていただきたいと思っています。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。

じゃあ続いて、4番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

私も、5番の方と全く同じです。とんとん拍子に選ばれていって、ここへ来たときには本当に、その時点では腹をくくって、やってやろうっていう気持ちでした。なんで、あと帰ったあと会社に報告したときにですね、やはり自分と同じように選ばれた人には辞退することなく出て、その経験を何にいかせるか、最初に言ったんですけど、仕事にいかせる面もあるかもしれないですし、それは本人の気構えと経験をどういかすかっていうとこなんですけど、本当に素晴らしいことだと思うんで、一応会社も辞退することなく、行かせてあげるとかですね、話すときにはぜひっていうふうに言ってます。辞退することなく頑張っていたきたいと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。

では最後になります、1番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

はい、特殊な感じの、特殊な感じでない人でも被告人になるのかなとも思います。今回よい経験になったので、皆さん断らずに裁判員になってもらいたいと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

どうもありがとうございました。

ちょうどいい時間になりましたので、お忙しい中、裁判員、補助裁判員としての職務を果たされたのみならず、こうして経験者の意見交換会にも御参加いただきまして、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。立ち会われた法律家の方々もありがとうございました。先ほど御案内したとおり、この結果、個人

が特定できないような形で、議事録として裁判所のホームページに掲載する時期がまいますので、またそれをですね、御覧いただくなどして楽しんでいただければと思いますので、本当にどうも今日は貴重な御意見たくさんいただきまして、ありがとうございました。

これで意見交換会終了いたします。

質 問 事 項

【はじめに 裁判員裁判に参加しての全体的な感想，印象】

1 裁判員・補充裁判員を経験され，どのような感想や意見をお持ちですか？

【否認事件や多数の犯罪が行われた事件における審理の分かりやすさ】

2 (1) 審理初日の，検察官・弁護人の冒頭陳述は分かりやすかったですか？

どのような点が分かりやすかったですか？

分かりにくかったとすると，その理由は何だとお考えですか？

分かりやすくするためにどのような工夫が考えられますか？

(2) 検察官・弁護人が提出する証拠（証人や証拠書類）や被告人質問の内容は分かりやすかったですか？

どのような点が分かりやすかったですか？

分かりにくかったとすると，その理由は何だとお考えですか？

分かりやすくするためにどのような工夫が考えられますか？

(3) 検察官の論告・弁護人の弁論は分かりやすかったですか？

どのような点が分かりやすかったですか？

分かりにくかったとすると，その理由は何だとお考えですか？

分かりやすくするためにどのような工夫が考えられますか？

【評議】

3 (1) 争点や量刑の議論をする際，検察官の論告・弁護人の弁論は参考になりましたか？

どのような点が参考になりましたか？

参考にならなかったとすると，その理由は何だとお考えですか？

改善するためにどのような工夫が考えられますか？

(2) 裁判官の評議の進め方について，どのような感想や意見をお持ちですか？

【補充裁判員】

- 4 補充裁判員の方に対する裁判所の対応について、どのような感想や意見をお持ちですか？

【おわりに これからの裁判員・補充裁判員へのメッセージ】

- 5 これから裁判員・補充裁判員になられる方のためにメッセージをお願いします。

以 上